

学 則

別表 1 研修カリキュラム

別表 2 通信による学習方法

別表 3 研修会場

別表 4 担当講師

株式会社シーン 介護職員基礎研修事業（通信）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

株式会社 シーン

神奈川県川崎市高津区溝口1-7-1

（目的）

第2条 株式会社シーン従業員ならびに株式会社シーン関係者が本研修を通して、介護職員としての専門性を高めることにより、介護サービスの質の向上を目指すことを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という）を実施する。

介護職員基礎研修課程（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次の通りとする。

ケアシーン福祉カレッジ 介護職員基礎研修（通信）

60時間通信制コース／150時間通信制コース

（年間事業計画）

第5条 平成20年度の研修事業は次の計画の通り実施する。

回数	実施期間	募集定員
第1回	平成20年9月1日～平成20年12月31日	20名
計		20名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は以下の通りとする。

- （1）訪問介護員1級または2級保持者で、介護業務に従事した期間が通算365日以上であり、かつ現に就労した通算日数が180日以上ある方。

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は次の通りとする。

60時間通信制コース

内訳	金額	納付形態	納付期限
受講料	¥53,500（税込）	分割可（¥56,000）（税込）	講習開始日まで（分割は別紙詳細）
テキスト代	¥6,000（税込）	一括納入	講習開始日まで
保険代	¥500（税込）	一括納入	講習開始日まで

150時間通信制コース

内訳	金額	納付形態	納付期限
受講料	¥155,500（税込）	分割可（¥160,000）（税込）	講習開始日まで（分割は別紙詳細）
テキスト代	¥12,000（税込）	一括納入	講習開始日まで
保険代	¥500（税込）	一括納入	講習開始日まで

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次の通りとする。

株式会社 日本医療企画
介護職員基礎研修課程テキスト・平成19年第1版第1刷

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別表1の通りとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別表3の通りとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別表4の通りとする。

(実習施設)

第12条 受講対象者を実務経験者に限定しているため、実習はすべて免除となる。
よって実習は行わない。

(募集手続き)

第13条 募集手続きは次の通りとする。

- (1) 当社指定の申込用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申し込み受付は終了する。
- (2) 当社より受講決定通知書を送付し、受講希望者が受講料等を納入する。
- (3) 当社は受講料等の納入を確認した時点で、教材及び通信教育テキストを送付する。

(科目の免除)

第14条

- (1) 2級課程を修了し、なおかつ実務経験1年以上の者は、総時間より350時間を免除され、150時間コースを選択することとする。
- (2) 1級課程を修了し、なおかつ実務経験1年以上の者は、総時間より440時間を免除され、60時間コースを選択することとする。
- (3) (1)(2)とも、受講申し込み時に「介護業務実務経験証明書」を提出し、証明する。
- (4) 実務経験については、現任であることを前提としているが、実務に従事していた時期は過去5年以内とする。

(通信形式の実施方法)

第15条

ア. 学習方法

レポート課題を中心とした個別学習および、スクーリングによる講義・演習を行う。

イ. 評価方法

科目終了時に筆記または実技試験を行う。

ウ. 個別学習への対応方法

電話、FAX、質問票などによる指導を行う。

(修了の認定)

第 16 条 修了の認定は、第 9 条に定めるカリキュラムをすべて履修し、修了認定会議で修了と認められた者とする。

(研修欠席者の扱い)

第 17 条 理由の如何に関わらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は必ず「欠席届」を提出する。

(補講について)

第 18 条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、講義及び演習時間の 1 割を上限とし、また実習は 1 施設を上限として補講を補うことにより当該科目を修了した者とみなす。ただし補講にかかる受講料は 1 科目 ¥3,000 を受講者の負担とする。また補講の実施は、原則として当社において実施する予定であるが、やむを得ず他の事業者で実施する場合もある。

(受講の取り消し)

第 19 条 次の各号の一に該当する者は、受講を取り消すことが出来る。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと思われる者。
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者の本分に反した者。

(修了証書の交付)

第 20 条 第 15 条により修了を認定された者は、当社において東京都介護職員基礎研修事業実施要綱 9 に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を発行する。

(修了者管理の方法)

第 21 条

- (1) 修了者は修了者台帳に記載し、東京都で指定された様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により、再発行を行うことが出来る。

(公表する情報の項目)

第 22 条 当社ホームページにて公開。

(研修事業執行組織)

第 23 条 研修事業は当社教育研修部 ケアシーン福祉カレッジ担当で行う。

(施行細則)

第 24 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められた場合は、当社がこれを定める。

(附則)

第 1 条 この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。